

令和 4 年 5 月 26 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01286

研究課題名(和文) 自主的創意型の規制緩和政策における法構造をめぐる公法学的研究

研究課題名(英文) Study on Legal Structures of Self-Creation Model in the Deregulatory Policy from Public Law Points of View

研究代表者

友岡 史仁 (TOMOOKA, Fumito)

日本大学・法学部・教授

研究者番号：00366535

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、従来の規制緩和に係る「行政発案型」という特徴から「自主創意型」への展開が見られる点に着目し、イギリス金融制度を発祥とする「規制のサンドボックス」制度を素材にして、その公法学的な見地から研究を進めることを狙いとしたものである。

本研究では、研究遂行時に当該制度の金融分野以外への拡大やイギリス以外の諸外国(申請時に予定していた米豪のほかシンガポール、スイス等)にも導入されている実態、先端技術(AI、ブロックチェーン技術)との関係など、当初の本研究では十分な知見を踏まえていなかった分野の発見、といった研究に係る軸足の拡大が可能となった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究のように、公法学(行政法学)の視点から「規制のサンドボックス」制度を素材として、自主的創意の規制緩和政策を検証する点は、国内外を問わず新しい視点である。このほか、イギリス法に対比させながら、全国的に実施される自主的創意型の規制緩和政策の在り方を実証的に取り上げる点も、国内研究の動向に照らして新しい手法である。このため、本研究を通じて、規制緩和政策をグローバルな視点からとらえることができる一方、金融法制のみならず、AI・ブロックチェーン技術をはじめとした先端技術に係る公法学的影響、行政介入という視点からとらえることで、社会還元可能なより実践的研究を伴うことが可能になる点がある。

研究成果の概要(英文)：This study aims to find out why and how the administrative regulations once necessary should be deregulated from public law points of view.

The Japanese deregulatory model has been changed from "Administrative Findings" to "Self-Creation." The previous model used to be the main tool for finding and confirming what should be de-regulated by the administrative departments. The current model changed this decision maker into the regulated persons themselves.

Therefore, this study tries to draw the line between regulation and deregulation by using "regulatory sandboxes" originated from UK Financial regulations now expanding worldwide, especially to the common law nations like Australia and Singapore (but also Switzerland, and different approach in the US), also to other technology fields (AI and Blockchain), and energy industries, as well.

研究分野：行政法学、経済行政法学、経済法学

キーワード：公的規制 規制緩和政策 規制のサンドボックス イギリス法 経済行政 自主的創意型 先端技術 AI・ブロックチェーン技術

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究を構想するに先立ち、エネルギー産業を中心に、イギリスをはじめとする産業固有の行政介入に照らした法制度の構造を分析することで、規制緩和政策の具体的な意義やその手法について、例えば単著『要説経済行政法』（弘文堂、2015年）などの中で体系化してきた。その結果、当該産業の技術発展や経済環境を踏まえた競争政策の観点からの行政介入の諸機能を理解するに至った。その一方、グローバル化が進むことで、より広範囲にわたり必要とされる行政介入が何かを考えることが規制緩和政策の本来の意義を研究するうえで不可欠と考えるようになった。

以上の構想から、本研究開始に際し、規制緩和政策の対象を分野横断的にとらえることを必要とすることが発見されたが、その作業方法として、実証例を取り上げるうえで、イギリス法に対するこれまで培った調査・研究方法や成果を前提にしつつ、産業固有の行政介入に対する検証方法のノウハウを、本研究に生かす必要があるとする思いに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的を次の3点に設定した（全体構想として右図参照）。

① 公法学（行政法学）的において新たな視点を提供できること

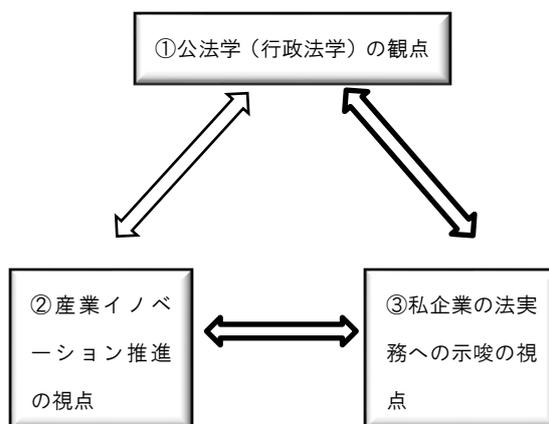
本研究では、「規制のサンドボックス」制度を主な素材とした。同制度は、これまで規制を行う行政機関が多様な利害を探知してきた法形式から転換し、私企業をはじめとした従来規制を受けてきた者のニーズを汲み取りそれを現実の経済活動に対する枠組みにすることを狙いとするものであり、同制度から現代的な行政活動に係る新たな考察視点を提供できるものと考えた。

② 世界的潮流にある産業イノベーションを推進するうえで不可欠となる行政介入の具体的な在り方を提言できること

従前の規制緩和政策では不要とされたり、非効率的な行政介入が不明確にされてきたという特徴から、本研究では、世界的な潮流とされる産業イノベーションを推進するうえで、不要または必要な行政介入が何であるのか、その場合の根拠とは何かについて、本来規制を受ける私人の側に立った具体的な問題点を明らかにできると考えた。

③ 「規制のサンドボックス」の活用に向けた実務上の具体的課題を提供できること

「規制のサンドボックス」制度の発祥国であるイギリスをはじめとした他の制度導入諸国が対象領域を拡大していることから（具体的には、後述の4. 研究成果参照）、本研究では、私企業による法実務においても、既存制度の枠組みを超えた技術革新・業務開発の推進に伴う有益な示唆を得られるものと考えた。



3. 研究の方法

① 国外における「規制のサンドボックス」制度の調査を実施

本研究の主要素材となる「規制のサンドボックス」制度について、その実証例を含む国内外の法制面における具体的課題を調査した。まずは、同制度がイギリスの金融行動監視機関（Financial Conduct Authority）（以下、「FCA」という）による取組みの一環として提案された仕組みを発端としていたことから、そこでの新規事業に対する行政介入がどの程度撤廃または継続されているかについて、調査と具体的な検証を行った。これとあわせて、調査過程において取得した文献から、英米法系諸国のうちアメリカとそれ以外では異なる制度設計が取り入れられていること、その他、アメリカおよびオーストラリアを中心として公開されている関連研究論文の存在を突き止め分析する作業を行った。

以上における作業を前提に、実証事例を通じた課題や法的问题の発見作業を行った。ただし、本研究において当初予定されていた海外でのインタビューその他の現地取得できる情報などは、コロナ禍の中、実施することが不可能になったため、できる限り公開されている諸文献の徹底的な洗い直しや論点抽出を試みることで、引き続き調査を続行した。

② 国内における「規制のサンドボックス」制度の運用面その他の課題を発見

本研究遂行途上において、所属研究会の一つ（日本エネルギー法研究所「公益事業の規制と競争政策検討班」）において、①で得られた諸外国の「規制のサンドボックス」制度に関する諸知見の一部を披露する機会を通じ、当該制度の具体的な意義に対する明確化、その他、制度設計の方

法における課題や効果について、問題視角の正確さや不足の点を確認することを試みた。また、そこで得られた諸知見を文章化する作業を行うことで、諸論点の整理のほか、調査途上において取得した多数の諸文献の精査し活用することにした（後述4. (3)参照）。

4. 研究成果

(1) はじめに

本研究は、従来の規制緩和に係る「行政発案型」という特徴から「自主創造型」への展開が見られる点に着目し、その公法学的な見地から研究を進めることを狙いとしたものである。

「行政発案型」では、規制緩和の対象となる産業分野がある程度限定され、組織や既存の産業構造を残したうえで、被規制者の活動範囲を画する構造自体は継続するといった特徴がある。また、分野横断的な規制緩和が実施される場合であっても、構造改革特別区域法のように、行政組織内に設立された特定の利害関係者を含む第

三者から構成された会議体からの答申、その他、自治体という市行政主体からの発案形式をとることで、規制緩和の具体化はあくまで行政機関の発案によるという点に特徴があった（これまでの変遷を含めて図参照）。

これに対し、「自主創造型」は、とりわけ革新的技術のように、既存の規制構造の中では生み出されることが難しい（またはそれが支障になっている）場合には、本来被規制者である企業等の自主的な創意を具体化するものであり、「行政発案型」に見られる規制緩和政策の軸足とは異なる規制緩和のベクトルを提示する斬新な制度として、退避することが可能である。

以上にあって、「自主創造型」を具体化した制度として、本研究ではイギリス金融制度を発祥とする「規制のサンドボックス」制度を素材とすることを出発点とするものである。

図：これまでの規制緩和・改革の変遷とその特徴等

年代	経緯の特徴	特徴点	対象事項
1970~80年代	民営化	国・自治体の経済活動の組織改革	三公社五現業（代表的）、電気通信は同時進行
1990年代から	産業別の規制改革	私企業の経済活動に対する改革	電力・ガスなど個別産業の改革
2000年以降	分野横断的 改革	分野横断的な行政介入に対する改革	構造改革特別区域法等地域別改革

(2) 「規制のサンドボックス」制度の意義からの示唆

① 制度利活用の意義

本研究遂行に際し、まずはイギリスにおける FCA が打ち出した金融技術（Financial Technology: FinTech）の促進政策から派生した制度である点を念頭に、その制度自体を継承しているコモンロー諸国（例、シンガポール、オーストラリア）における発展の経緯を踏まえることとした。

「規制のサンドボックス」制度を導入する諸国においても、その制度実態やとらえ方は多様である。制度そのものは、革新的技術を試行しそれをビジネスにつなげることを主たる目的とし、その際、既存の規制を一定程度暫定的に緩和することを主眼とする制度といった点は、共通するところである。この点は、FCA も意識するところと思われるが、変化の激しい金融システムにおける先端技術への利活用がなされている点は、整合的と思われる。

ただし、この「規制のサンドボックス」制度は、コモンロー諸国の普遍的な制度とはいえない難い面がある。例えば、アメリカのように州レベルでは積極的進展が見られる一方、連邦では消費者金融保護局（Consumer Financial Protection Bureau）による FinTech 企業に対する「ノーアクションレター」制度の活用により同制度と類似の目的を達成する規制緩和政策がとられていることや、大陸法系に属するスイスにおいても同制度が採用されているなどからも、この点を結論付けられる。

他方、特にオーストラリアは、イギリスにおける「規制のサンドボックス」制度の活用方法を踏まえ、同国と同様にエネルギー技術にも応用する事例が見られるなど（See Australian Energy Market Commission, *Regulatory Sandbox Arrangements to Support Proof-of-Concept Trials* (September 2019)）の実証例が見られるように、同制度が金融制度以外にも応用されている点にある。

② 革新的技術と規制の本質論の関係性——RegTech の存在と応用

「規制のサンドボックス」制度は、革新的技術を試行しビジネスにつなげる点にあるとされるが、その技術は、AI やブロックチェーン技術といった取引にかかる技術に直結する。本研究のスタート当初は、このような技術に係る知見を踏まえることは、必ずしも予想されていなかったが、進展に伴い、研究の軸足はまさにかかる技術との関連性を強く意識する必要性に迫られることになった。

以上の結果、FinTech という用語以外、「規制技術(Regulatory Technology: RegTech)」と称

される新たな概念の発見につながる。金融システムとの絡みでは、RegTech が例えばリスクを伴う金融商品を市場において実験する際に概念として用いられるものとされ、非許可事業者に Business-to-Customers (B2C) および Business-to-Business (B2B) の販売モデルの対象とする場合に「規制のサンドボックス」制度の利活用が期待されることがあった。これは、規制当局が信用リスクの維持を狙いとする従前の規制目的を念頭に置きつつ、革新的技術を用いてより効率的にその目的達成をかなえるという意味での、規制の本質的側面を看取する一つの契機となり得るものと思われる。

金融システムのほかにも、RegTech は健康管理分野や公共調達分野への応用も期待されるという視点もみられ (Desirée Klingler, "RegTech and the Sandbox- Play, Innovate, and Perfect!", Janos Barberis et al (eds.), *The RegTech Book: The Financial Technology Handbook for Investors, Entrepreneurs and Visionaries in Regulation* (Wiley, 2019), p. 106.), 実証的なとらえ方の存在も発見できた。ただし、このような応用分野の拡大が本研究の主眼となる規制の要否を決する理論的基準との関係性をいかに結びつけるかは、本研究途上において十分に発見できていない。

(3) 関連する研究成果物について

本研究スタート時 (2019 年度) は、素材となる「規制のサンドボックス」制度の具体的構造についての解明作業が、文献調査を主として、当初の予定通り進められた。それを踏まえたうえで、イギリス出張を念頭に準備を進めていたところ、コロナ禍による海外渡航制限などが重なった結果、引き続き文献調査に依存せざるを得なかった (2020 年度)。しかしその分、関連する文献を徹底的に探索することで、多数の研究資源の入手が可能になったことは、大きな成果であった。なお、最終年度 (2021 年度) も状況が好転せず、海外での調査研究は断念せざるを得なかったものの、前年度までの積み残された課題内容を充実化することが可能となった。

以上の遂行状況を踏まえたうえで、本研究に関する最も関連した成果物 (『規制のサンドボックス』制度の法的意義——『自主創造型』モデルの序論的考察 日本エネルギー法研究所『デジタル経済における競争法・法規制——2017 年～2019 年度公益事業の規制と競争政策検討班研究報告書』JELI:R No. 146 (2021 年)) を公刊できたことは大きい。これを含める形で、単著 (『経済行政法の実践的研究』(信山社、2022 年)) の公刊にもつなげることにより、本研究の完成年度に間に合わせる形で、今後の軸足ともなり得る業績を公刊できた。

なお、上記(1)および(2)は、これらの業績を基に整理した内容である。また、とりわけ本研究開始当初において想定外であった単著公刊が実現したことにより、本研究に一定の進展があったと考え、当初の予定通り 3 年度で終結させることで、(4)にとらえるように次の課題へとつなげることとした。

(4) 今後の課題について

本研究の遂行に際し、本研究を発展させる新たな視点に依拠した諸課題も発見できた。ここでは大きく 2 点を示しておく。

第 1 に、本研究では「規制のサンドボックス」制度を活用した諸外国を含む社会実装事例を念頭に、現象面に着目する作業に徹したことから、技術革新に対する規制者と被規制者の緊張関係に照らした制度的構造を、より公法学的見地に引き寄せる形で考察する必要性に気付いた。

具体的には、被規制者が「不要」とする規制の存在 (または「必要」となる規制の存在) の発見が規制者に受け入れられる制度設計は、「規制のサンドボックス」制度 (さらにはその発展形である RegTech) に見られるように、一定の実験レベルでの諸事例によってのみ可能なのか、どの段階においてそれが恒久的な制度 (法制度) となり得るのか、その場合の価値的基準は何なのか、といった点を、理論的に検証することが求められる点である。本研究では、主に金融制度に着目して諸外国における事例が積み重ねられている実態は看取されたものの、このあたりの検証事項を浮き彫りにすることが今後の具体的課題となる。

第 2 に、「規制のサンドボックス」制度が日本においても生産性向上特別措置法として導入されているものの、その運用実態が諸外国に比して低調であることの実態を、法的に説明することで、規制緩和政策の公法学的な見地からの検証を可能にするのではないかとという点である。世界経済のグローバル化の中で、革新的技術の進展は法制度の立脚点を超越すると理解すれば、(2)①にも触れたように、同制度の実験的要素がコモンロー諸国になじむ一方で大陸法系諸国には慎重であるゆえに、制度上の限界を画する必要があるのか、といった Transnational な視点からの検証もあわせて求められることが分かった。

以上であって、本研究の進展中、コロナ禍のほかにもイギリスによる正式な EU 離脱 (Brexit) やロシアのウクライナ侵攻に伴う世界情勢の劇的な変化に伴い、「規制のサンドボックス」制度をはじめとした規制緩和政策が立脚してきた諸秩序の変容が余儀なくされている。今後本研究が一時的ではなく、このような変容に堪え得る恒久的な理論構築に向けた手がかりとなれるよう、本研究を多角的に発展させていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 友岡史仁	4. 巻 JELIRNo.147
2. 論文標題 「規制のサンドボックス」制度の法的意義 「自主創造型」モデルの序論的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本エネルギー法研究所『デジタル経済における競争法・法規制（2017～2019年度公益事業の規制と競争政策検討班報告書）』（JELIRNo.145）	6. 最初と最後の頁 141-153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 友岡史仁	4. 巻 11
2. 論文標題 イギリスにおける環境管理とデジタル化	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 137-147
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 友岡史仁	4. 巻 38
2. 論文標題 新行政不服審査法の領域的検討 規制・調整領域を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 43-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 友岡史仁	4. 巻 31
2. 論文標題 水道事業の経営規律と水道事業基盤強化の法的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 49 - 91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 友岡史仁
2. 発表標題 「規制のサンドボックス」制度の法的意義 「自主創意型」モデルの序論的考察」
3. 学会等名 日本エネルギー法研究所公益事業規制と競争政策の法的論点検討班
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 友岡史仁
2. 発表標題 新行政不服審査法の領域的検討 規制・調整領域を中心に
3. 学会等名 行政法フォーラム
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 榊原秀訓	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 352
3. 書名 現代イギリスの司法と行政的正義――普遍性と独自性の交錯	

1. 著者名 友岡 史仁	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 410
3. 書名 経済行政法の実践的研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------